

衆議院第三十三回國会水產委員會議

昭和二十七年五月十七日(土曜日)
午前十時五十三分開闢

出席委員
委員長 川村善八郎君

理事小高
薰郎君 理事田口長治郎君
西本千之助

理事永田 飯君 理事林 好友看
理事佐竹 新市君

石原圓吉君 川端佳夫君
喜永格五郎君 二階堂進君

平井 義一君
松田 鐵藏君

出席政府委員

水產廳長官 塩見友之助君
通商產業事務官 牟土一君

(通商振興局長) 井上 信一
委員外の出席者

外務事務官
經濟局次長
小田部謙一君

農林事務官(水
產厅漁政部長) 伊東
正義君

農林事務官(水產廳)
漁政部漁政課長
家治 清一君

農林事務官(水
產)漁政部漁業
尾中 悟君

農林事務官(水產府)
藤枝
良雄
調整第一課長

生産部水産課長）
通商産業技官 雨宮 武夫君

専門員 杉浦 保吉君
専門員 徳久 三種君

卷之三

委員田淵光一君及び井之口彌九郎君の
任につき、その補欠として小玉治行
君及び木村繁君が議長の指名で委員
に選任された。

本日の会議に付した事件

全保墮條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案（内閣提出第二〇五号）

川村委員長 これより水産委員会を起きます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安生保墮條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるため漁船の操業制限等に関する法律案を議題といたしまして、

前会に引き続き質疑を行います。本日説明員として、外務省経済局次長小林吉部謙一君、通産省通商産業技官雨宮正義君、同じく漁業調整第一課長尾中武夫君、政府委員として水産庁長官塩谷友之助君、説明員として水産庁水産課長藤波良雄君、同じく漁政課長伊東治君、同じく漁政課長家治清一君が出席されております。

御質疑に対して発言を許します。

田口委員 前委員会におきまして、日本本国とアメリカ合衆国との間の安全保墮條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律のちで、その水面の使用によつて直接に被害をこうむる者に対しましては、本法によりまして補償の道が開けておるのであります。しかし、間接に被害をこうむるという問題につきましては、全国的に考えてみますと、直接の被害よりも間接的に被害をこうむる度合いがむしろ非常に強いと

いろいろなことがある次第でござりますが、この法律の解釈では、そういう面を救済することについていささか疑義がありまして、この法律をつくる以上、どうしても間接的の強い被害も同時に救済する道を開かなければならぬということを考えまして、その点について、政府において適当にそういう道を開かれるようにお願いしておいた次第でございますが、その後御研究の結果いかよくなりましたか、御意見を承りたいと思います。

○田口委員 ただいまのお話では、法文はそのままにして運用で行く、ころいろように解釈されるのでございますが、その点はさように考えてよろしくうござりますか。

○伊東説明員 今の方は、私どもとしましては、佐世保とか大村湾とか、水面を防護網の使用に供したために影響があるといふものにつきましては、この法文の運用でやつて行きたいと考えております。

○田口委員 運用でやれるというお話をございますが、この問題はきわめて重大でござりますから、委員会といわしましても、法文をさらに研究をしてみたいと考えます。私の質問はこれで終ります。

○石原(國)委員 この問題に対しての田口委員の質問に対するただいまの答弁は非常に不可解であります。この問題によつて生ずる損害は、アメリカの軍隊との関係であります。しかばねは、アメリカより賠償を受けねばならぬ問題であります。それにもかわらず、国内法の運用でやつて行こうとすることは、いわゆる国費をもつてやろうということで、アメリカに弁償させるところの意味が含まれていない。このことは、国家の負担の上からも、またこの問題の根本精神からも不適当であると考えるのであります。従つて私はこれが承服することができないのであります。また前日私より、このままならば撤回すべしという要求をしておいたわけあります。一応委員付託となりま

ております。従つて、たゞいまでも、局がこれを練り直して再提出する意があれば、そらしたい。もしそれができないならば、小委員会に付してそこで練るということにせねばならぬと申すのであります。とにかく、「一応こゝをひつ込めて、そらして再修正する」思があるかないか、もう一応お尋ねをしておきます。

○松田委員 石原委員の御趣旨はよくわかるでありますするが、要するに、ような法律案を提出した理由は、「日本とアメリカとの安全保障條約にちくものであります。しかも安全保障約そのものは、共産党を除くほか、在では社会党においてすら、再軍備問題に対して、安全保障條約があるはないか、ゆえに再軍備の必要あるなどといふ、今までの彼らの主張となつた主張を今日しておるような次であります。かような議論は私は社党の滅亡だと考えておるが、さよう意見を発表して再軍備の問題に反対しておるのであります。とにかく社党ですら、安全保障條約が日本を保する上における重大なる防備の点にすることを認めているような現在であります。自由党はもちろんのと、改進党においてもこれに対しても成をしておるような次第であります。そこでこの安全保障條約に基く小範の犠牲は、日本国民としたならばや、を得ないことではないかと私は考ておるものであります。石原委員の趣旨もよくわかるのでありますするが

こうした点は日本の国の大局から考
え、国民全体を守る意味における漁民
の最小限度の犠牲ということは、これ
はやむを得ない立場であるということ
をよく考慮に入れての小委員会の議事
を進行していくことに対し、私は希望
を申し上げます。石原委員もどうか希
望を申し上げます。撤回などという言葉をお使いにならず
に、小委員会で適当に審議するよう
に、小委員会に付託されることを私は
希望いたします。

○川村委員長 御異議なしと認めます。よってそのようにとりはからいをいたします。

○川村委員長 次に漁業取締りに関する件について、調査を進めます。さんま漁業取締りについて、松田委員より発言を求められておりますので、これ

○松田委員 昨年当委員会においてさ
んま漁業の問題についていろいろと論
議があつたのであります。が、委員会と
いたしましても、いろいろな立場を研
究いたしまして、北海道のさんま解禁
は八月十五日が至当ではないかといふ

水産庁においても、内地側のいろいろな反対運動その他を勘案して、その妥協点を見出しつつ、まず大体において八月二十日ごろに解禁をするような意思のとどく、ほぼ了解が成立つたのである。

りまするか 一部内地側の策劃によりまして、農林大臣は水産廳及び水產委員会の意向に反した八月の二十五日に決定されたので、水產廳においても非常に迷惑をしたものです。ところ

るがたま／＼不當なる北海道の漁民
が、水産庁の決定されたその期日を犯
して、八月の十一日か十三日に自由出
漁の形をもつて出漁をしたということ
で、大きな問題となつたのであります
。その結果がたび／＼水産委員会に
おいても論議されて、当時の課長であ
つた高橋君もまことに氣の毒な立場に
なつておつたのでありまするが、かよ
うな問題が再び繰返されることのない
よう、水産庁においてもその準備を
されておられことだらうと思ふので

あります。しかして内地側の業者と並

海道側の業者が、さんま協議会とかなんとかという会をつくって、この問題に対する研究をされたということを聞いておるのであります。たまたまその内容を伺つてみると、北海道において内地側と北海道側は、北海道において八月の七日に解禁をしてもうすぐ内地、北海道において一決したということを聞いております。また内地側の漁獲物の関係から言つて、九月の十五日までは北海道でとつたさんまは自由に販売してもさしつかえないとを聞かれておるといふことがあります。また内地側の漁獲物の関係から言つて、九月は、内地側の初めて漁獲されるときまでこれを販売を禁止するといふとりきめが行われておるといふことを聞かされておるのであります。ここにわれわれは、業者間のかつてなとりきめにたいへんつけこらだと思うのであります。しかし私はここに非常に警戒しなくておられるか、御研究があるならばお考えの幾分でも御発表願えれば、たいへんうれしいです。しかしながら資源保護法を決定しておるのであります。資源保護法の建前から言つて、はたして北海道の業者側がのみ決定した八月の七日という時期が妥当な線であるかないかということに対し、われ／＼は相当考えなければならぬ問題があると思うのであります。但し水産庁はまだその期日を発表はされておらないから、そのことについて水産庁を責めるのではないであります。しかもいかにも北海道といえども、八月の十五日以前は、要するに夏のまつ盛りである。気温において相当暖かいときであります。八月の十五日といふものが過ぎます。

ちようどいい時期になることと、われわれは自分が住んでおるがために知つておるのであります。しかも全国の定置漁業は、七月一ぱいでもつて大体切り上る、そうして八月の半ばまでかかるつて、相当漁獲されておるものも、または保存されておるものも消化される時期であります。これがかつての統制のあつた当時における夏期対策として、漁獲物を農林省は補助までして、このときの資源を確保した実例があることによつてはつきりとわかつておるのであります。かような時期におひでとつた魚は、どれだけ漁獲されても、それを処理するという考え方が業者側にあるのは存ぜぬが、とうてい現在の設備やまた労働力から行きましておひでとつた魚は、どれだけ漁獲されることはでき得ない状態になつておるのあります。それが北海道の現実の問題であります。ところが八月の七日からは、業者間が妥協いたしまして、かりにとるとしても、九月の十五日から十月の五日まで販売を禁止するというようなことがはたしてできるかどうか。九月の十五日から十月の五日まで、というのは、北海道における一番の盛漁期であります。この盛漁期のときにおいて漁獲されておるのを、八月の七日からとつた魚がもし保存されるとしても、この盛漁期にとつた魚といふものはそれならばどうした販売方法、処理方法をするかといったならば、むしろこれは肥料にしなければならない事態が惹起するものと感うのであります。またこれを商人に売つた場合において、商人は自由販売品であるから、どこへでも送つてやつたところでこれは

十一日から不法なる実力によつて出漁したといふ面を立てんがために、大衆の犠牲——九月の十五日から十月の五日までの間の最盛期を、漁民の犠牲において一部指導者が、先頭に立つておる者が、自己の面子を立てんがためにかような議論に進んで行つたものと私は考へるのであります。ここが重要な点であると同時に、水産庁は昨年八月の二十五日に解禁をしたその趣旨がいづこにあつたか。同じく今日は廣川農林大臣であります。その農林大臣が、二十五日に解禁をしたのは、あらゆる観点から考慮されたことと思う。それを業者が一方的に考へて、しかも私がただいま申したように、漁民の犠牲において自己の面子を立てんがための、昨年犯した違反に対する面子を立てんがために八月の七日からしいてやろうといふ業者間のとりきめを行つたということである。また新聞に報道されておるには、その間の金融の問題だととかまた輸送の問題だとか、現地においてはまなむてんやわんやの会議をされておると、新聞にれい／＼しく報道されておるのであります。これらに対して、水産庁はまだ現地のさようなどには耳をかしていないこととは存しておりますけれども、もし入手された情報があつたり、また水産庁においてこれに対するお考えがあつたらば、でき得る範囲内でけつこうでありますから、その点御説明を願えれば幸いと存じます。

すと、農林省といたしましては、この問題についてまだ結論は出しておりません。われ／＼の希望といたしましては、昨年は解禁漁がかわつたり何かしら、大分こた／＼あつたそりであります。ですが、今年はなるべく慎重に検討いたしまして、そういうことはいたしません。そういうことは考えております。

それから今御質問のありました、内地と北海道の業者の方々が集まられてとりきめをされたことを、われ／＼は知つております。この問題につきましてわれ／＼も検討しておるのであります。が、とるべきものはとり、尊重できるものは尊重して行くというこの覚書につきましては、考え方を生かしておられます。が、それではどれをとつて行くのだという結論については、まだ農林省としては結論を出しておりません。しかし研究はいたしております。

○松田委員 私はただいまの御答弁によつて、賢明なる長官または部長は、必ず大局を考えて御判断が願えることと思いますが、ややもすると越佐海峡の例にもありますように、漁民がただ騒げば自分の意見が通るのであるといふような考え方をもし持たれた場合において、どういうようになるかということをよく御研究を願いたいと思います。しかもそれは一部の者が面子を立てての意味において行うことだということがほほ丁寧されるのであります。一番大きい問題は経済問題であります。その経済問題が、九月十五日から十月五日というのは一番の盛漁期であります。これを販売を禁止するなどということは、とうてい漁民としてしのびがないことであります。でき得ないことを

て、その裏がどこにあるかということもよく御考慮に入れてもらいたい。内地業者はごまかされておる。そうでなく、内地の者も北海道の者も、自分の非は非と認めて、今年から正しい漁業を営むものだということをやつて行つります。しかも昨年において北海道の者らの陳情は、八月十五日にしてくれたば、水産庁としてもあらゆる援助を惜しむものではないと私は考えております。しかも昨年において北海道の方においても、北海道の漁民の要求することは是なりと信じて、相当これに協力を願つたものであります。それを不法に出済したのです。法を犯して出漁したのです。それをカバーせんがために八月七日と、いう時期をきめて、それと引きかえに一番の漁民の利益を剥奪して、九月十五日から十月五日まで禁止をしようなどといふことは私はどのように喜意に解釈しても、これは漁民の犠牲によつて、でき得ないことをして、昨年の彼らの犯した違反を有利に導こうとする、面子を立てる意味以外には絶対に受取れないと思います。私は北海道の第五区の選出であつて、このさんま漁場が私の選舉区なのです。たといいかなる有力者または漁業協同組合一致団結して来ても、漁民の利益のためにあえて選舉民にこびるようなことであつたらば、正しい政治は行われないと、いう觀点から申し上げておりますのであって、どうか水産庁においては、漁民を正しく指導するため、あらゆる御研究をされ、この期日の決定を願いたいと思うのであります。

○川村委員長 委員長より特に水産庁に要求いたしておきます。先ほど松田委員の御発言に対する御答弁の中に、内地の漁民と北海道の漁民すなわちさんま漁業者が協定をして、覚書がどちらかわされたことは知つておるということであります。内容がそこにありますならば、覚書の内容を御発表のほどを要いたします。

○尾中説明員 覚書の内容について申し上げます。覚書の第一点は、北海道の解禁、これはさんま漁船が出航する日であります。これを八月七日ににする。それから本土いわゆる内地側の解禁日は、同様に出航日でございますが、これを九月二十日とする。第三点は、北海道に漁船登録のある総トン数二十トン未満の漁船並びに農林大臣の承認を受けた総トン数二十トン以上の漁船によつて操業することを禁じます。九月十五日から十月四日までは北海道から内地へさんまを送ることを禁止する。第五点は、第四点の措置が確実に履行されるように水産庁に対しても強く要望する。こういつた五つの点が内容になつております。

○川村委員長 次に輸出まぐろに関する件について調査を進めます。米国向け輸出まぐろの関税率引上げの問題につきまして、二階堂委員より発言を求められております。これを許します。

二階堂進君。

○二階堂委員 まぐろの輸出につきましては、先般本委員会におきましたも議題といたしまして、これが対策に慎重を期して参つたのであります。先日の新聞によりますと、米国の上院

財政委員会は九日、生及び冷凍まぐろに対する輸入関税創設に関する法案を八対五で可決いたしたということになります。少からぬ利害関係を持つておりますわれ／＼といたしましては、さらにこの法案が上院において可決されぬよな対策を講じて行かなければならぬと考えるのであります。もしもこの法案が可決いたされまして、関税の創設及び引上げが実施されることになりますれば、その及ぼす影響といちらものはまさに甚大なものがあることは、論をまたないのであります。日本との両国民の理解と信頼の関係につきましても、好ましからざる影響を與えることはもちろんであります。私は先般の委員会におきましても、この関税の引上げがもし実施されるならば、日本の水産業あるいはカン詰業界に及ぼす影響といらものがいかに甚大なものであるかということを述べて参つたのでありまするが、今度の法案が可決になりましたと、おそらくカン詰業者も全滅に瀕するような打撃をこうむるのであるかと考えるのであります。なおまた、ひいてはまぐろの漁業に従事しております多數の漁民の生計を脅かす結果とも相なることは明らかであります。現在まぐろの漁業に従事しておりますところの漁船は、二十分以上にいたしましても一千数百隻を数えておるのではないかろうかと考えておるのであります。従つてこれに能事しておりますところの漁民は、おそらく数万名に上るのではないかろうかと考えられる。この家族を含めましまして、ならば、その生活に及ぼす影響も大きなものであることは、火を見るより明らかであります。従来の実績から考

えでみますと、この漁獲されたところのまぐろのはんど九〇%以上をアメリカに輸出いたしております。かようになつて来るかということを考えても、これに対するもつと積極的な万全の対策を従事しておりますところの漁民の受け打撃といらものが、どのようになつて来るかということを考えても、われくは考えて行かなければならぬと思ひのであります。なおまた輸出振興は日本の経済自立の根本の方策であります。ドル獲得の上から考えてみますと、生糸に次いで多額のドルを獲得して来ておるのであります。このようなドル獲得の観点から考えてみますと、生糸に次いで多額のドルを獲得して来るところの措置が、日本の経済自立の根本をなす貿易政策の上に非常な支障を與えることは明らかであります。私は今回財政委員会がとつておりますところのまぐろの関税創設及び引上げに対する態度に対しましては、非常な遺憾の意を表せざるを得ないのでもあります。

私が最も遺憾の意を表する第一点は、この問題がアメリカにおいて取上げられて参りまして以来、われくは國內においても、誠意をもつてこれが調整に當つて來た。この誠意があつてしまふとも考へられていない。わが国といつましても、過去のいろいろな輸出の問題等に深い反省をいたしまして、そんぞ改善を行おう、價格の点においても十分考慮をして行こうということと、自主的に國際協調の考え方から、誠意をもつて

てこの対策を講じたのであります。が、こういふ点がちつとも考へられていないのではないかといふことを私どもは考へまして、アメリカ側のこのような考え方に対しましては、非常な遺憾の意を私は表せざるを得ないのであります。

なおまたもう一つの点は、今回の措置がアメリカの一部の議員の方々によつて、一部の業者の利益を擁護せんがために、大きな将来の日米提携の問題とか、あるいは自由国家の協力の問題等を忘れたような考へに基いて今日の措置がなされておるのでなかろうか。アメリカが終戦以来日本に對して與えてくれたところの二十億ドルによる經濟援助も、一つには日本の經濟を早く自立させて、そらして自由国家の一員として強く提携をいたしたいといふことはかならぬであらうと考えます。これに対しましても、アメリカ深い反省を私どもは促すと同時に、またわが方といつしましても、今後この問題に万全の対策を講じて行かなければならぬのではないか、かように考へるのであります。

そこで私は外務省の当局、水産庁及び通商省の当局に対しまして、二、三の点をお伺いしてみたいと思うのであります。まず外務省の当局に対しまして、一体こういふような措置にアメリカが出て來たのであります。が、先般来問題になつておりまして、本委員会におきましてもこの問題をいろいろ論議いたしたのであります。が、一、二関税引上げの問題が向うの

方でも取上げられるのではなかろうか。というふうな空氣があつたのであります。が、突然また去る九日に上院の財政委員会においてこういふ可決を見た今までの経過、いきさつについて、もしこの点をお伺いいたしたい。

○小田部説明員 実はこの法案は昨年の十月に下院を通過いたしまして、そのとき下院を通過しましたのは、ほんの一週間のうちに通過いたしたのであります。が、それ以来外務省といなしましては通商省、水産庁とも相談いたしまして、そらして当時はまだこちらではデイブロマティック・セクションと申しておりますが、それで外務省といなしまして、そらして当時はまだこちらで外交局の方にもいろいろ討議をして話を聞いておりますし、また近くアメリカに大使も赴任されるはずになつておられますから、新大使にもその事情を十分に説明いたしまして、今後もこういふことのないよう、そして日米間の国交關係に幾分にでも悪い影響のないようにしてもらおうように努力しております。なおこれは委員会を通過いたしましたが、いつ上院に上程されるかといふことは未定であります。また今年は大統領選挙戦がござりますので、上院の会期も間もなく終るだらうと思ひますので、そうすればなお時間もござりますから、本件に關しまして、外務省としては各関係官廳と協議の上努力しないと考へております。

○二階堂委員 アチソン長官の今回の措置に対する反対の意見を新聞紙上で拜見いたしたのであります。が、もちらん國務省當局といたされでは、わが國の水產あるいは經濟界に及ぼす影響がいかに重大であるか考へられて、ああいふ意見をお述べに

おいて、國務省は、上院において審議中のまぐろにボンド三セントの輸入税を課する法案に反対する。そしてこのまぐろの問題は、米国と日本及びベルーとの関係に影響するところが少くない。これに重大なる関心を有している。のみならず、まぐろ漁業は日本及びベルーに重要なドルの獲得をなすものであるから、もしこれが上院で不幸にして通ることになれば、米国と両国との間に重大な影響を及ぼすおそれがある。従つて関税が設定されないように希望するというふうなことを強調しております。それで現在のこところ述べております。それで現在のこところ外務省といなしましては、さうそく外交局の方にもいろいろ討議をして話を聞いておりますが、しかし太平洋沿岸にては武内外事務所長を通じまして、そらして当時はまだこちらで太平洋沿岸の業者であるかと思いまして、太平洋沿岸の業者は、最も強力な手が打たれなければならないと思つておるというお考へであるかもわかりませんが、私は打つべきところの手が打たれていないのではないかといつておるというお考へであるかもわかれました。が、先づの委員会におきましては、先機関に水產に關係のある担当官を置かれたらどうかということを、欧米局長にも意見を申し述べておきましたが、近くそういう措置を何らかの形で取つておるといふこと、それがいつまであるのかといふこと、どちらも同つたので、はなはだ意を強くいたしておる次第であります。こういふふうに問題が起きて非常に深刻な態勢が到来するようになつてから、あれこれもこれもという手の打ち方では私は非常に迷いと思う。今後の希望であります。が、こういふふうに問題が起らぬ前から、特に水產關係は日本に非常に深い關係を持つておりますから、こ

ういうふうな落度がないように、向うからいたしまして、今回のこのよしならに關する輸出のいかに重大であるか輸入をいたしておるのはないかと考へております。従つて太平洋沿岸の業者も必ずしも意見が一致していません。が、近くそういう措置を何らかの形で取つておるといふこと、どちらも同つたので、はなはだ意を強くいたしておる次第であります。こういふふうに問題が起きて非常に深刻な態勢が到来するようになつてから、あれこれもこれもという手の打ち方では私は非常に迷いと思う。今後の希望であります。が、こういふふうに問題が起らぬ前から、特に水產關係は日本に非常に深い關係を持つておりますから、こ

は設置の問題は、特にベルーあたりとは深い関係を持つておると考えるのであります。が、今日正常な外交関係が復活いたしておりますが、今後はこうした国と提携してこの問題の解決に当るといふような努力もなかつたかと考えられるのであります。が、今後はこうして万遠慮なき対策を講じていただきたい。なお私は、一昨年アメリカに参りましたときにも、この問題をいろいろ話して参つたのであります。が、その名前は今忘れて記憶しておりませんが、ワシントンに魚を消費するレストランがなんらかの組合を持つて、魚の料理を食べという宣伝を行つてゐる機関があります。これは消費者を中心とする機関であります。が、この機関が相当な金を使つて、このカン詰等の消費の宣伝を行つております。この機関は非常に大きな力を握つておりました。それで、この機関の責任者と会いました際にも、日本のカン詰の相当な量がアメリカの国内において消費されておる。われくはアメリカの業者から金を集め宣伝をいたしておる。この宣伝によつて相当地魚のカン詰あるいは魚の消費量がふえて来た。その恩恵は日本も当然こうもつてはいるはずだから、こうしたごとく、まぐろの九〇%以上がアメリカに輸出されているようないふい見を述べておりましたが、貿易特にこの水産の貿易は、先ほど申し上げましたごとく、まぐろの九〇%以上が考慮いたしましても、今後こういうような宣伝機関に対しては、業者はもちろんであります。が、政府の当局といふなされましても、いろいろな方法で協

力をされて、この消費を助長して行くというような対策を講ぜられる必要があるのではなかろうかと考えますが、いろいろな諸国とも提携をされて、そして万遠慮なき対策を講じていただきたい。なお私は、一昨年アメリカに参りましたときにも、この問題をいろいろ話して参つたのであります。が、そのお話を聞いて記憶しておりますが、お話をされたときにも、この問題をいろいろお伺いいたします。

○小田部説明員 実はベルーに関しましては、非常に前から在外事務所の設置を希望しておりますが、なかなか実現できませんで、その間は遠慮ながらベルーとは連絡はほとんど取れなかつた次第でござりますが、今度ベルーも協約を批准いたしまして、ごく最近ベルーに臨時代理公使も赴任することになりますので、本件はどういうふうな措置をとつたらいいかとおもつて慎重に話をしておりますが、今後ともお互いに相談して報告を受取り、どういうふうな措置をとつたらいいかとおもつて慎重に話をしておるようと思ひます。またその他の連絡のことに関しましても、事実アメリカの中でことばかりを考へてやつておるような会社もあるのであります。宣伝の問題等につきまして、一方では輸出をしなければならぬと言ひながら、一方では自分の品物だけが一番いいといふなことを言つて、一方では輸出をしなければならないと言ひながら、自分の業者に呼びかけまして、自分の会社のつづつておるもの宣伝ばかりを考えたことはありませんが、そのようなことは、業者が一致して、大局部的な立場から日本の水産貿易を振興するといふ真心からやつてもらえばそれに越したことはありませんが、そのようなことは結局は自分の会社の宣伝に終つてしまふ。そうしてほんの会社の業者を増やさざつたよな東海岸の業者だと、それから先は業者に開拓したわくと自由わくとの調整がどうなうになつておるが、この管理貿易令に基づいておりますが、この管理貿易令に基く。これは先般の委員会におきましてから実施されました輸出がといふことが一点、それから先は政府の方で自主的な態勢を完了せられておりますが、この管理貿易令に基づく。五月一日から実施されました輸出業者に開拓したわくと自由わくとの調整がどうなうになつておるかといふ点について、御説明をお願いいたします。

○井上政府委員 今二階堂委員の御質問の第一は、先ほど外務省の方からも御答弁があつたのですが、今後また大きな条件の一つである輸出をどう進させるどころか、かえつて減退させて行く。あるいはアメリカの輸入業者も承つております。これはこちらの大便館からも、先方からも聞いております。ただこれをどういうチヤンネルから、どういう人がどういう方法でやつた方がいいかということは、ある場合に悪い結果を與ることになる。そこには政府が表面に立たずして、業者が表面に立つた方がいい場合もございますが、従来もそういうことを行われたようですが、どういうような方法がいいかということを、関係官庁並びに業者

の方々と協議して、今後とも十分なる措置をとりたいと考えております。○二階堂委員 アメリカは宣伝の国でありますので、宣伝対策につきましては、もちろん私は業者も一致して協力すべきだと考えております。しかしながら——業者の悪口になりますけれども、業者の人々にそういうことをしても、大きな立場から貿易を振興しようと、どういふことをしておるか。その点について所見をお伺いいたします。

○小田部説明員 実はベルーに関しましては、非常に前から在外事務所の設置を希望しておりますが、なかなか実現できませんで、その間は遠慮ながらベルーとは連絡はほとんど取れなかつた次第でござりますが、今度ベルーも協約を批准いたしまして、ごく最近ベルーに臨時代理公使も赴任することになりますので、本件はどういうふうな措置をとつたらいいかとおもつて慎重に話をしておりますが、今後ともお互いに相談して報告を受取り、どういうふうな措置をとつたらいいかとおもつて慎重に話をしておるよう思ひます。またその他の連絡のことに関しましても、事実アメリカの中でことばかりを考へてやつておるような会社もあるのであります。宣伝の問題等につきまして、一方では輸出をしなければならぬと言ひながら、一方では自分の品物だけが一番いいといふなことを言つて、一方では輸出をしなければならないと言ひながら、自分の業者に呼びかけまして、自分の会社のつづつておるもの宣伝ばかりを考えたことはありませんが、そのようなことは、業者が一致して、大局部的な立場から日本の水産貿易を振興するといふ真心からやつてもらえばそれに越したことはありませんが、そのようなことは結局は自分の会社の宣伝に終つてしまふ。そうしてほんの会社の業者を増やさざつたよな東海岸の業者だと、それから先は業者に開拓したわくと自由わくとの調整がどうなうになつておるかといふ点について、御説明をお願いいたします。

○井上政府委員 今二階堂委員の御質問の第二は、先ほど外務省の方からも御答弁があつたのですが、今後また大きな条件の一つである輸出をどう進させるどころか、かえつて減退させて行く。あるいはアメリカの輸入業者も承つております。これはこちらの大便館からも、先方からも聞いております。ただこれをどういうチヤンネルから、どういう人がどういう方法でやつた方がいいかということは、ある場合に悪い結果を與ることになる。そこには政府が表面に立たずして、業者が表面に立つた方がいい場合もございますが、従来もそういうことを行われたようですが、どういうような方法がいいかということを、関係官庁並びに業者に開拓したわくと自由わくとの調整がどうなうになつておるかといふ点について、御説明をしておる次第であります。

○井上政府委員 第二の問題としまして、輸出組合の問題でございますが、今国会に近く輸出取引法案という名称をもつて上程御審議を願う予定でございます。不当な競争を防止し、安定した販路をもつて、できるだけ可及的に多くの品物を

こちらから出そうということについて、貿易業者相互間の一一致協力といふ点で、目下その法案を準備中でござりますが、そういう輸出組合のような体制がこの際どうしても必要であるという観点で、目下その法案を通過の場合には、この業界におきましても、関係貿易業者の協調といいますか、一致協力によりまして、従来にもまして一層まぐろの輸出の増進の効果を期待していいのでないか、かように考えております。

第三の問題としまして、優先外貨制度の改正でございますが、従来は対米輸出につきましては、その輸出しまして、値段の三%、六%、一〇%というような率をいわばボーナスとしまして、優先外貨として、関係の業者に対しても外貨の比較的自由なる使用を認めるというやり方でございます。今年度のダラー・ドライヴを一層推進して参ると、いう観点から、このバーセンテージに改訂を加えまして五、一〇、一五といふようなバーセンテージの引上げによりまして対米地域に対しまする輸出のインセンティヴを一層大きくしたい。かよくな方法でもつて現在大蔵省その他関係の向きと交渉中でござります。そういういろいろなうしなな方法を通じまして、輸出の振興に一層の効果的な方策を採用したいと考えております。

それから次に第二の問題としまして、先月一日から実施に相なりました対米輸出まぐろの数量調整の件ないしは最近の輸出の現状についての問題であります。これは対米輸出まぐろ対策協議会等の方でも非常に慎重検討をされました結果、関税問題に対しましてのこちらの自主的な方策としまして

も、この際米輸出のまぐろカン詰、
冷凍まぐろについて何らかの輸出調
整の方法をこちらの方から自主的に講
ずることがむしろ賢明だというわけ
で、年間まぐろカン詰百万箱、冷凍ま
ぐろ一万三千トンといわくと申し
ますが、限度を設けまして、先月一日
から、すでに実施中でございました
が、冷凍まぐろにつきましては、その
半分を過去三箇年に輸出実績を有する
エキスポーターにその実績によつて配
分する。そしてその残りの半分をエキ
スポーターの申請によりまして、これ
を自由競争といいますか今後の努力
によるところの、いわば彈力性をここと
に十分加えるという方法でもつて目下
実施中でございます。こういう方法の
実施によりまして、対米輸出の効果的
なる増進をわれくしては期待して
参つたのでござりますが、上院の歳入
委員会で法の通過という遺憾ながら
きわめて残念なる経過と申しますか、
そういう事実に今日直面したわけでござ
いますが、今後の上院本会議の問題
題、あるいは米国政府の着処につきま
しては、通産省は農林省と一体となつて
て、外務省を通じまして今後とも一層
善処を続けて参りたいと考えております
す。

○二階堂委員 あまい長くなりますが、もう一点だけ水産庁当局にお尋ねいたしますが、この輸出に関する対策といいたしまして、水産庁が生産工場を指定するとか、あるいは価格等の統一をはかるとか、品質の向上をはかるというような対策のために、産業施設審議会というものをおつくりになつておるところを考えるのであります。この審議会ができるまでから生産工場を指定されておると思うのですが、この工場が幾つ指定されておるかといふ点と、それからお今後の輸出対策などしまして、もちろん企業の合理化にも考えて行かなければならぬと思つておりますが、カン詰工場等の整備についておもつて来るのです。この金融の問題につきましては、また後日これも審議題といたしまして、いろいろお尋ねいたし、なお対策を講じていただきたくと考えておりますが、その審議会がございましてからどういうようなことにちつておるか、その点ひとつお伺いしたいと思います。

○藤波説明員 さつきの御質問の趣旨がはつきりいたしませんが、産業設備審議会でござりますか。

○二階堂委員 新聞で施設審議会といふものをおつくりになつたという…

○藤波説明員 そういう話はわれへ承つております。

○二階堂委員 それではあとでこれを調べた上でもう一べんお尋ねいたしまし

いと思います。

○國語訳即興 こちらも譲り合へる
お答え申し上げます。
○川村委員長 石原君。
○石原(國)委員 カン詰まぐろ、冷凍等の問題が今月九日に突如として上院で審議され、議入委員会を通過したことはまことに意想外でありまして、日下出漁に励んでおるまぐろ漁業者の出漁意識の喪失、これは驚くべき生産減になるとと思うのであります。またカントン詰製造業者、輸出業者等も、この関税はよもや通過しないだらうというの望みを残して生産をやつておる、輸出計画をやつております。こういう点から、これが万一通過したならば非常に重大な結果になると考えるのであります。先刻外務省の方は、多少大統領選挙もからんで、さつそく上院の本会議にはかかるなりうな意識ではこの問題は、非常な不利益を招くことと思うのであります。この場合私はまずアメリカのアチソンは官に敬意を表されねばならぬと思うのですがあります。アチソン長官の申されたことを具体的にここに申し述べますと、国内の少数のグループの利益を守るために——これはアメリカの国益であります。アチソン長官の申されたことを具体的にここに申し述べますと、國內の少數のグループの利益を守ることとは自殺するようなものであります。それは必ずや自由世界の結束を止めこととなり、モスコーに乗ずる機会、すきを與えることとなるのであると指摘しておるのであります。アメリカの、しかも國務長官がかようにしておるのであります。また米国のような輸入制限強化の傾向に対しても、英國も非常に注目しており、このようなことを施行するならば、米国には

ときに、当局である水産庁がどうもそういうことでは、私はなはだもつて遺憾の意を表せざるを得ないのであります。今後積極的にこのカン詰の生産工場の合理化の問題、あるいはこれに要する資金の問題、あるいは原料の仕入れの問題、いろいろな価格、品質の向上の問題等について、もつと積極的な熱意と対策を持つていただきたいということを、この際強く要望いたします。

○川村委員長 委員長から特に御要望申し上げます。まぐろ関税の問題については、各委員から御発言のありました通りであります。私もアメリカの委員会がかよらな関税をかけることに決定したということは、はなはだ遺憾だと思います。そこで今日になりましたことは、皆様の手続の手落ちであるとは申しませんが、やだんをしておつたということが見られるのじやなからうかと私は思つております。先般北洋のさけ、ます漁業の出漁に対して石原氏から御意見がありました。大体一部の了解ができたということでき、ますの出漁は出漁することができます。さけ、ますの出漁することにできましたが、いざ出漁するに決定いたしまして、出漁した際に、アメリカの漁業者的一部から大なる反対があつたということを、先般のマ・ライン撤廃の祝賀会にネヴィル氏と会いました。そのことを直接承つたのであります。そのことがどうなつたかということをお聞きしましたらば、ちらちらも十分意見を述べて、國務省でさつそく漁民を説いて、その空氣を抹消しました。今では何ら、さけます漁業の出漁に對して漁民から反対がないといふことを承つたのであります。

○塙見政府委員 アメリカの國務省の方の意見は、新聞に発表されておりますところのアソン国務長官の意見で

はり日本のあなた方も、ネヴィル漁政官がこちらに派遣されておりますので、ネヴィル氏を通じて十分日本とアメリカの国交状態、日本の経済の再建にいかにまぐろの関係が重大であるかということ、あるいは日本の漁民が、もしもまぐろ関税をかけられて、そうして漁業ができなくなつた場合には、日本の漁民としてアメリカに対する感情はどうなるかというようなことも十分訴えて、ネヴィル氏を通じて、あるいは外務事務所におられる方々にもよくそのことを通じて、國務省あたりに今後ぜひこの問題を撤回するようにしてもらつた方がいいではないかと考えますので、そのような方法をとることも一つの方法じゃないかと思いまして、この点を強く要望しておきます。

○佐竹(新)委員 原則的に委員会の日取りはきまつておるそうですが、これは緊急のことですから、外務大臣が来るときには、豊林大臣も呼んでいただきたい。

アメリカは輿論の国ですから、日本においても輿論を取上げるということにしないと、さつき石原さんの言われたように、石原さんの言われたようなことは政府がやらなければならぬ。政府が何をやらねばならない。政治政策をとるということを発表しておかでやつてもだめである。やはり外交問題とか、あるいはいろいろな問題は農林漁業の資金を相当増大して食糧自給政策をとるということを発表しておられますので、農林大臣からそのことを御発表願う機会も得たいと思いますので、この次の委員会には農林大臣も出席するようとりはからいます。

本日はこの程度にとどめ次回の委員会は二十日、火曜日午前十時から開会いたします。

散会いたします。

午後零時四十分散会

おわかりだと思います。この関税問題の焦点は、やはり、アメリカの国会にあると思います。国会に対しても最も有効のは、やはり民間からの働きかけにいかにまぐろの関係が重大であるかということ、あるいは日本の漁民が、もしもまぐろ関税をかけられて、そうして漁業ができなくなつた場合には、日本の漁民としてアメリカに対する感情には非常に発言の組織機会等を持つて、そこで、その点については、ただちに二階堂委員からお話をありましたように、ことにこの問題に対して利害関係の相当大きい、しかしながら政治的には非常に効果的な方法だと思いまして、非常に有効な方法だと思います。外務省の方にも、私たちの方も、独立後先機関のそういう点についての活動について大いに活発にやつてもらいたいということを申し入れております。

○川村委員長 ちよつと速記をやめて……。

〔速記中止〕

○川村委員長 それでは速記を始めます。